

京都市職員の倫理の保持に関する条例の施行による届出書等の閲覧等に関する要綱

(届出書等閲覧請求書)

第1条 京都市職員の倫理の保持に関する条例（以下「条例」という。）第10条第2項の規定により、特定職員関係業者等対応届及び贈与等報告書（以下「届出書等」という。）の閲覧を請求しようとする者は、届出書等閲覧請求書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(閲覧の場所及び時間)

第2条 届出書等の閲覧は、総合企画局情報化推進室情報公開コーナーにおいて、月曜日から金曜日まで（京都市の休日を定める条例第1条第1項第2号及び第3号に規定する休日に当たる日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間にしなければならない。

(写しによる閲覧)

第3条 市長は、条例第10条第2項の規定により届出書等を閲覧に供することによりその保存に支障が生じると認めるとき、その他必要があると認めるときは、当該届出書等の閲覧に代えて、その写しを閲覧に供することができる。

(禁止行為)

第4条 届出書等（前条の規定による写しを含む。以下同じ。）を閲覧する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 届出書等を第2条に規定する場所以外に持ち出すこと。
- (2) 届出書等について破損、汚損又は加筆等の行為をすること。
- (3) その他届出書等の適正な保管を妨げるような行為をすること。

(中止命令又は禁止命令)

第5条 市長は、届出書等を閲覧する者が前条の規定に違反したと認めるときは、直ちに閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(その他)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、行財政局人事担当局長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日（平成12年8月30日）から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、決定の日（平成22年3月24日）から実施する。

附 則

この要綱は、決定の日（平成27年4月1日）から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

